

## 「資格証明書」交付基準の改正

改正前	改正後
<p><b>【交付基準】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前年度納期に滞納がある者</li> <li>2 前年度中に一度でも保険給付のあった者</li> <li>3 世帯全員が65歳未満(疑主は除く)</li> <li>4 軽減世帯ではない者</li> </ol> <p>* 65歳とは、老人保健法の規定による医療の対象者</p> <p><b>【有効期間】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 10月1日～翌年9月30日の1年間とする</li> <li>2 次年度更新時期には、資格証明書を再交付する</li> </ol>	<p><b>【交付基準】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前年度納期に滞納がある者</li> <li>2 前年度中に一度でも保険給付のあった者</li> <li>3 世帯全員が65歳未満(疑主は除く)</li> <li>4 軽減世帯ではない者</li> <li><u>5 世帯員に乳幼児(0歳～6歳)がいない者</u></li> <li><u>6 母子世帯でない者</u></li> </ol> <p>* 母子世帯とは、児童扶養手当支給世帯とする</p> <p><b>【有効期間】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 10月1日～翌年9月30日の1年間とする</li> <li>2 次年度更新時期には、<u>短期被保険者証</u>を交付する</li> </ol>
<p><b>【参考】</b></p> <p>軽減世帯 : 6割軽減＝世帯の年間所得が33万円以下 (例) 2人家族 年間所得30万円の世帯                    4割軽減＝世帯員の人数×24.5万円+33万円以下 (例) 4人家族 年間所得106万円の世帯</p> <p>児童扶養手当支給世帯 : 条件にあてはまる児童(18歳まで)を養育している母親や、母にかわってその児童と同居し、養育している</p> <p>児童扶養手当の額(月額) : 全部支給＝41,880円 第2子 5,000円 第3子 3,000円                                            一部支給＝所得制限あり 41,870円～9,980円 第2子 5,000円 第3子 3,000円</p>	

\* 平成18年9月の資格者証交付時より適用

## 「短期被保険者証」交付基準の変更

改正前	改正後
<p>【交付基準】</p> <p>1 前年度以前に滞納がある者</p> <p>【有効期間】</p> <p>1 6ヶ月</p> <p>2 3ヶ月</p> <p>3 1ヶ月</p>	<p>【交付基準】</p> <p>1 前年度以前に滞納がある者</p> <p>2 1の内、軽減世帯でない者</p> <p>3 1の内、世帯員に乳幼児(0歳～6歳)がいない者</p> <p>4 1の内、母子世帯でない者</p> <p>* 母子世帯とは、児童扶養手当支給世帯とする</p> <p>【有効期間】</p> <p>1 12月31日</p> <p>2 3月31日</p> <p>3 6月30日</p> <p>4 9月30日(通常の被保険者証有効期限)</p> <p>* 納税相談実施による短期被保険者証交付は、時期的に違いがあるため、有効期限の設定を統一することが必要</p>
<p>【参考】</p> <p>軽減世帯 : 6割軽減=世帯の年間所得が33万円以下 (例) 2人家族 年間所得30万円の世帯</p> <p style="padding-left: 40px;">4割軽減=世帯員の人数×24.5万円+33万円以下 (例) 4人家族 年間所得106万円の世帯</p> <p>児童扶養手当支給世帯 : 条件にあてはまる児童(18歳まで)を養育している母親や、母にかわってその児童と同居し、養育している</p> <p>児童扶養手当の額(月額) : 全部支給=41,880円 第2子 5,000円 第3子 3,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">一部支給=所得制限あり 41,870円～9,980円 第2子 5,000円 第3子 3,000円</p>	